

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで
昭和46年4月にA社に入社し、47年4月1日に同社B事業所から同社本社に異動した。

オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、人事異動による転勤をただけなので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在籍証明書及び同社からの回答により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年4月1日に同社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関連資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月25日から同年4月1日まで
昭和40年4月にA社に入社し、同社C事業所で養成員として技術を学んだ後、41年3月下旬に同社B支店に異動した。

A社C事業所から同社B支店に異動しただけなのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、D健康保険組合の記録、A社から提出された在籍証明書及び同社からの回答により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和41年3月25日に同社C事業所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 1 月 10 日まで
昭和 35 年 11 月 1 日にA社B工場（現在は、C社）に入社し、申立期間においても継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が36年1月10日となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC社からの回答により、申立人が申立期間においてA社B工場に勤務していたことは認められる。

しかし、C社が保管している従業員の厚生年金保険の資格取得日を記録した資料には、申立人の資格取得日が昭和 36 年 1 月 10 日である旨の記載があり、オンライン記録の資格取得日と一致している。

また、C社は、申立人に係る人事記録等の資料を保管していないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、連絡先が判明した当時の同僚（2人）に照会しても、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

さらに、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の入社日を確認したところ、申立人と同様に、入社後約2か月経過してから被保険者資格を取得していることから、申立期間当時の当該事業所では、入社してすぐに被保険者資格を取得させていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月頃から 42 年 10 月 2 日まで
② 昭和 43 年 2 月 26 日から同年 8 月頃まで

昭和 41 年 5 月頃から 43 年 8 月頃まで、A 社（現在は、B 社）に勤務し、同社が経営する C 事業所で接客の仕事をしていた。

オンライン記録では、昭和 42 年 10 月 2 日から 43 年 2 月 26 日まで厚生年金保険被保険者となっているが、C 事業所にはもっと長く勤務したと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 5 月頃から C 事業所で勤務していた旨主張しているが、B 社は、C 事業所は 42 年 11 月 23 日に開業したと回答している。

また、申立人は、オンライン記録よりも長い期間を C 事業所で勤務したと思うと主張しているが、勤務した期間については詳しく覚えていないと回答しており、勤務期間及び勤務時期に係る申立人の記憶は明確ではない。

さらに、B 社は、申立人に係る人事記録等の資料を保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明と回答しており、連絡先が判明した当時の同僚 3 人からも、申立人の勤務期間、入退社時期及び当時の厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。